

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年3月16日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、2026年3月26日付で有価証券報告書及び臨時報告書を提出したことに伴い、当該有価証券報告書及び臨時報告書を参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、また、添付書類の一部を差替え及び削除するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の差替え）

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移
定款

（添付書類の削除）

2025年12月期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の連結業績の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示しています。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

1【有価証券報告書及びその添付書類】

<訂正前>

事業年度 第26期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）2025年3月24日関東財務局長に提出

<訂正後>

事業年度 第27期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）2026年3月26日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

<訂正前>

事業年度 第27期中（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）2025年8月13日関東財務局長に提出

<訂正後>

該当事項はありません。

3【臨時報告書】

<訂正前>

(1) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年3月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年3月26日に関東財務局長に提出

(2) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年3月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年4月11日に関東財務局長に提出

(3) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年3月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2025年4月25日に関東財務局長に提出

(4) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年3月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2025年5月14日に関東財務局長に提出

(5) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年3月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2025年7月16日に関東財務局長に提出

(6) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年3月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2025年8月13日に関東財務局長に提出

(7) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年3月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2025年8月13日に関東財務局長に提出

(8) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年3月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2025年8月27日に関東財務局長に提出

(9) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年3月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年9月2日に関東財務局長に提出

(10) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年3月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2025年9月25日に関東財務局長に提出

(11) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年3月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号及び第12号の規定に基づく臨時報告書を2025年11月13日に関東財務局長に提出

(12) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年3月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づく臨時報告書を2025年11月20日に関東財務局長に提出

- (13) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年3月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年12月23日に関東財務局長に提出
- (14) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年3月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づく臨時報告書を2026年1月29日に関東財務局長に提出
- (15) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年3月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号及び12号の規定に基づく臨時報告書を2026年2月17日に関東財務局長に提出
- (16) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年3月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づく臨時報告書を2026年3月16日に関東財務局長に提出

< 訂正後 >

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年3月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年3月26日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

< 訂正前 >

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（訂正報告書により訂正された内容を含み、以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加がありました。以下の内容は、当該変更を反映して「事業等のリスク」を一括して記載しています。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2026年3月16日）現在においてその判断に変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

事業等のリスク

（後略）

< 訂正後 >

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年3月26日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年3月26日）現在においてその判断に変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

事業等のリスクの全文削除